



平成19年4月25日

各 位

会社名 シロキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊地知 舜一郎  
(コード番号 7243 東証・名証第1部)  
問合せ先 総務部 主査 眞野 成人  
(TEL 0533-93-1233)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月25日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成19年6月下旬開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、本総会における変更を以下のとおり行うものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能と

株主総会の招集に際し株主の皆様の利便性を高めるため、定款変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会の機動的かつ効率的な運営を目的とし、「会社法」の定める取締役会の書面決議を可能とするため、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

上記の変更の他、文言の修正、字句の整備を行うとともに、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 実施期日

平成19年6月下旬開催の第90回定時株主総会において、付議承認後、効力が発生するものといたします。

以 上

【別 紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 決 議 )</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。          会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>( 単元未満株式についての権利 )</p> <p>第9条 <u>当社株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>          (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>( 決 議 )</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。          会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="327 297 719 331">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="443 367 593 400">(新 設)</p>	<p data-bbox="975 297 1367 331">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="874 338 1203 371">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="874 371 1474 465">第27条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p data-bbox="424 533 620 566">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="204 600 555 633">(期末配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="197 633 847 757">第42条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p data-bbox="309 757 772 790"><u>未払いの配当金には利息をつけない。</u></p>	<p data-bbox="1074 533 1270 566">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="874 600 1145 633">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="874 633 1474 757">第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p data-bbox="983 757 1382 790"><u>前項の金銭には利息をつけない。</u></p>